



日本開闢由來

六卷

へ 遠13

2473

6 止





門へ達 2473 6止

日本國開闢由來記卷六

指漏漁者 編

第十 世道自氣運を追時小隨く轉變し任ことあり

異域の教法華を為す却く我神道と回護

佛法の我小入来し。人王二十九代天國排開廣庭天皇漢風乃謚彌を欽明  
天皇と稱奉し。御宇十三年辛未歲小く。神武天皇即位元年より。千二百十  
二年小當。百濟國より佛像經卷を我邦小献るる。蘇我大臣。宿禰ハ。  
を此方便小説とるの。現世安穩。後生善處の説を聴く。己が利欲の心より。忽感  
を起し。之を天皇に勸奉す。尊崇す。之を音を奏る。物部大連尾輿中  
臣連鎌子ハ敢くこれ。肯ぞく。我邦日嗣の皇位を。基天建。以て





恒小天地社稷の百八十神。四時の祭祀と以事とす。然るも今蕃神を拜する。恐く天神地祇の怒を致んこと必定す。決して崇敬せざれば。堅く執ることを排たり。天皇ハ實小御覺めし。蕃神の像と經卷の類。情願者小附属。盡く稻目宿禰小賜けし。宿禰大少忻悦。已向原の家を捨寺とす。佛像を安置し。經卷を納く。朝夕小禮拜をす。然る小此歳疫癘大不行。人民天折損殘多。志も治療がれ。夥る。物部大連尾輿。及中臣連鎌子。は禍ハ必稻目宿禰が蕃神を禮拜せ。國神乃震怒。あふ故。再奏。今を下さ。稻目が安置せし佛像を奪。之を難波の堀江。流棄。伽藍を盡く焼燼。餘る。蘇我の稻目。榮ほく。天皇ハ雨御した。中會太珠敷皇子御位小即。

これを敏達天皇と稱奉る。此天皇の十三年小百濟より還る鹿深臣。彌勒石像一軀を持来り。佐伯連ハ佛像を持来し。蘇我馬子宿禰の佛像二軀を請く。鞍部村主司馬達等。池辺直水田と茂。修行者を訪覓。播磨國僧の還俗せし。名を高麗惠使といふ者を得。大臣以て師とす。司馬達等が女乃名を島とす。年十歳なり。度せらる。これを善信尼といふ。漢人夜菩といひ。者の女の豊女を度し。禪藏尼といひ。錦織壺の女の石女を。尼といふ。惠善尼といひ。此二人を善信尼の弟子と為。馬子乃。佛法に依。三尼を崇敬。三尼を以て氷田直と達等とす。衣食を供。仏殿を宅の東方に經營。彌勒の石像を安置。三尼を屈請。大會齋を設。馬子宿禰。石川の宅地に於て。佛像を脩治。佛法の初茲より。作。翼六十四年。疫疾大流行。民死。者甚衆。



ある。物部弓削守屋大連と中臣勝海大夫奏す曰く、何ぞ故小臣等が言を用  
たすまひ。皇考天皇と陛下の御世子かえらば、疫疾流行く。國民殆絶ん  
とらる。全と蘇我臣が佛法を興行小由り行ある。いづら之を禁断せしめ  
るも、いざるやと申す。天皇聽しあて。言とらるの理炳然あつとのつらひに  
汝等速小佛法を禁断せしめ命とらひなれ。物部弓削守屋大連自寺に  
詣く。胡床に踞坐。その塔を斫倒し。火を繼ぎこれを燔。並に佛像を佛殿  
とを焼焼餘るる佛像を取く。難波の堀江に棄し。尼寺も三衣を奪ひ  
禁錮く。海石榴市の亭に楚捷く。此時麻痺流行く死者多うなれ。自佛像  
を燒るとらるの罪子とらるのなりとらひ觸せしめり。然に馬子  
宿称。天皇ふら嘆く。臣が疾病今まいづら愈ぐ。た三宝の力を蒙らる小

よらる。救治がなれとら思ぬ。まはけり。臣が所願を御許容けらる。とら  
奉とらも竊小奏奉らる。然らば汝獨佛法を行へ。決ら餘人を導とらる。れ  
と命とらまひ。三人の尼を馬子の宿称に還付とらひら。馬子宿称にんを受  
大小歡悦。新に精舎を営迎入く供養せら。れ馬子が迷惑と。天皇の柔弱し  
めきを制しとら。獻断の知見もなまらとら小由と雖。世道なつら。氣運小從  
轉衰。時勢の然らら。いづらとら。如何とら。いづら。其年の八月。  
天皇ハ崩御あり。橘豊日皇子位に即た。を明用天皇と稱と。出乃  
天皇佛法を信とら。二年の夏。磐余の河上に新嘗祭御し時。病  
を得とら。還幸とら。群臣小詔く。朕が病を得とら。佛を礼  
とら。故子や。然に朕ハ三寶に帰依せんと欲は。のふとのつらひなれ。



物部守屋大連と中臣勝海連とを詔不達とて御病のそれより由て發  
御病の進つりより由來ともちりたるを奏する蘇我大臣馬子宿祢ハ詔不達御  
意茂助奉る尤然るるをつり連小仏を敬礼つりと頻り  
勸奉けるを御意の向ともなれば諸臣も異議を申者もあらず  
一同小然るるを奏ける仍り穴穗部皇子ハ先豊國法師を引り内  
裏子入りめけるも物部守屋大連睥睨る大に怒叱る也押阪部史毛屎急遽  
來り密に大連に告る曰今羣臣竊に卿を困をもとむるを聞きいふ拒禦  
するも其詮なく却り身の災ともなりしを宜を準備ありて然るべ  
かりといひて諫るれば大連己身をも命をも擲り深き國家の爲小誠忠と

盡くはるるまがの志はけりもりる也毛屎が言ともを實ふるといひて  
別業ちり河内國跡部の地も退りて佛法に帰依するも佛に祈念す  
かもさふ其驗あるも守屋と勝海を申せり御惱日をもひり重らせり將不  
終るんとせり時司馬達寺子鞍部多須奈進出る臣ハ天皇の御爲よ出家  
し道と脩るも文六の佛像及寺とも管造んと願奏しければ天皇ハ悲慟するも  
あまを許容とせり今いの南淵の阪田寺の文六の仏像脇侍の菩薩いれり  
天皇ハ其月の九日小崩御志いひり蘇我馬子宿祢大臣諸の皇子と羣臣とも勸  
り物部守屋大連を滅んと謀り守屋大臣が佛道を惡し馬子宿祢がこれを好  
む悉皆其私慾を發互に己が權威を恣せんとも逆意より出するもふり  
速く天下後世の爲小慮のけり遂に我邦開闢以來の掌入り



らざる躁擾を起す至一人。慟嘆しきとて、殊に道と好せり。皇子の御身を以て、この逆意に従ふとて、所居の厩戸皇子。更の名を耳聰皇子とす。聖徳太子とも稱す。用明天皇第一の皇子小く。上宮子居る小より。上宮太子とも稱す。斑鳩小住。斑鳩皇子とも稱す。此時小の皇子年、まじく少く。菟花束髪。軍の後、隨て在り。白膠木を削取て、四天王の像を作。これを頂髪の上置。兼我馬子と俱小誓。今の一我を、敵に勝たせり。必護世四王の爲。四天王の像を造。寺塔を建。三空を流通を令し。この軍に出立せし。馬子軍勝利を得。守屋の餘黨を滅。後攝津國小四天王寺と造。大連の奴僕半と。第宅を分。寺に附屬。兼我大臣。本願小。飛鳥の地。法興寺を建立。欽明天皇の第十二子。白瀬部皇子と

立ち位小即。これを崇峻天皇と稱す。蘇我馬子宿禰大臣。故乃如く。卿大夫の位。故の。倉持の官を經營。移居。今十市郡倉持村金福寺。其の舊趾。此天皇。馬子が權を次。心を憎た。且佛法を好せ。馬子。位。在。僅五年。竊。東漢直駒。殺。異域。教法。我邦。初。日本開闢以來。嘗。例。乃大罪を犯。尤憎厭。天皇馬子。爲。嗣位空。群臣皆馬子が意。阿諛。敏達天皇の后。豐御食炊屋姫。欽明天皇の皇女。位。即。推古天皇と稱。聖徳太子小萬機の政を攝。宮。即位の礼を行。これを推古天皇と稱。聖徳太子小萬機の政を攝。







めづるもろく。四天王寺を難波の荒陵に造る。遂に佛法を天下に弘く。往昔應  
神天皇の御宇。儒教を我邦に傳へ。三韓より輸入。唐土への音信はちりり。  
聖徳太子權威を擅し。心のまじく。佛法を弘通。天皇が為。天皇が奏。大禮小野  
妹子を唐土に遣はれ。音信を通し。此時を始とす。其のまじく。類  
彼を求む。彼を媚諂ひ。此より國體を敗る。遂  
に且利將軍義滿公の書を明国の王に遣はす。自臣と稱する。如き國の耻を致す  
づ。慨嘆し。神武天皇即位辛酉歳より。千二百五十年  
に。此は弑逆の事。佛法を我邦に興へ。世道一變。熟思  
この推古天皇即位元年より。天保十三年壬寅の歳に至る。千二百五十年及び  
これと両合。千五百年とす。この千五百の數を積累する。五六の數を

重く。氣運の轉變。必この大數千五百年と。千二百五十年より。其十分の一と。  
百分の一と。大小の變革。然る。千五百年の十分の一と。二百五十年。  
百分の一と。二十五年。是律呂の二十五調子。官商角徵羽の五の調子。變宮  
變徵の二を合。七の調子とす。五七を合。十二調子とす。十二を兩分。六  
とす。十千の五。十二支の六を累。五六算積。六十年。一週。本を復。十二月  
の一年とす。十二時の晝夜とす。世道の轉變。天地自然の定。數理あるが。  
世人より。儒佛の教法の功。害。漸に辨知。を得。我邦の古道。再令  
世に興。國土。天賦固有の勇威を異域に炫耀。時。馬子。我  
逆の大罪。神功皇后。應神天皇の幼稚。補佐。  
止。得。政。攝。天皇の位。即。蘇我馬子が



權を擅中し。世を己が意の如くせん。私の心より。己より出づ。制易きこと。ろの女王を立する。開闢以来の嘗て聞かざる事あり。皇極天皇及持統天皇の女王を以て位小即し。遂に聖武天皇の皇女を立。東宮とあり。たす。至る。この推古天皇より起る。一方ある。悪行の漸に進む。遂に我邦の例なき。蝦夷父子が僭逆の大罪を致す。家の滅亡する。偶然の事あり。抑我邦を。世界萬國の大君主宰の至尊皇位に在る。異方ハ臣僕及農工商のど。一切の事。物も。悉皆異方小に於て製作させ。これを採り用ると。是亦天地自然の造成に依る。かのう。然る所以の如く。故に儒佛等の教法の我邦に入來る。あれ。神の幽尊あり。時運に従ひ。俱に我足をも補ひ。時弊を救ひ。神益も。その好惡の僻と。あ。採用するは。宜を得る。得

ざるより。功をゆ。害をゆ。為が故。その美を辨知するを要とする。物。他國の事を採用す。日本氣宇小。應。裁量の取捨。儒教乃我。應神天皇の聖明を以て。身を修世を治る。乃輔翼と。佛道の我。小。私の利欲。福田利益の説。惑る。依違を。これを世。公私の別。且風土乃違。故。是惡を懲。善を勸。の教。功善の相。自。判別。故。儒仏の教。我神道を輔翼。國家を平治。の裨益。我。悉皆神の幽尊。由。一切の事。本末。信。我邦の神道。此儒佛の教。為。隱晦。光を失。時。況。此儒佛の教。上。於。旺。盈。虧。能。是亦自然の勢。彼國の史書



に漢の時彼國の使を通ぜしむる國造す。稻置とす。今の世の大  
小名のどたれ者か。其領地より私の利欲の爲に。竊に彼を往来し。好を求むる  
のは。天皇より御使を遣はし。彼を遣はし。故に彼國の史書に。倭奴  
國奉貢も。その使人自大夫とす。といひ。す。國乃極南界とす。といひ。樂浪海  
中。倭人あり。分る百餘國とす。歲時を以て來獻とす。といひ。す。來貢せし  
倭を伊都國とす。といひ。す。伊都といふ。筑前國なる。怡土郡の怡土とす。古に  
伊靱といひ。伊靱と伊都と怡土と。俱に倭奴とす。音相通ゆる。す。往古唐土の地。專に往  
來せし。此西迎る。怡土郡を領せし。國造。私に唐土の地。通る。國王のやう。といひ  
る。倭奴とす。倭奴とす。倭奴とす。呼ぶ。といひ。す。百餘國。あり。といひ。す。東方奥羽  
蝦夷の地を除く。名を知する。國造とす。の事。彼に言傳ふ。怡土郡の

の外より。私に往来し。といひ。す。天皇より。通好す。といひ  
る。倭奴とす。倭奴とす。倭奴とす。呼ぶ。といひ。す。百餘國。あり。といひ。す。東方奥羽  
蝦夷の地を除く。名を知する。國造とす。の事。彼に言傳ふ。怡土郡の  
短矮の美より。我邦の人を唐土の人より比ぶ。其體の短矮の美より。呼ぶ。といひ。す。  
な。といひ。す。當年に。説く。といひ。す。天明年間。筑前國那  
珂郡。後漢光武の時。金印を掘出せし。倭奴國王印とす。怡土郡に。住する國造  
が。彼國より受得る。物とす。と。明より。知する。といひ。す。日本國といふ。國の名。天照大日靈  
御大神の皇孫の知。といひ。す。皇國とす。といひ。す。萬葉集。不盡山を詠ふ。長歌。日本の  
山跡國とす。山跡。此邦の古名より。日本といふ。日の神乃。天照孫の知。といひ。す。國とす。  
日と本と。建する國。といひ。す。稱呼。山跡の發語。後。八國の物名とす。  
春日飛鳥の例。の。日の出。東の方。國とす。



名づけしあざりて、全唐土人の臆度より出たる後の世の安き説どもふて採りし  
足ぬとあり。後漢の建安年間、新羅王の語、吾聞、東に神国あり。日本と云ふと、  
視、倭といふ名の雅なり。唐の時代、日本と更し、尤無誓事とあり。近  
くハ豊國大神の朝鮮を伐す。彼国の史記するも、その履歷を詳し。其の  
姓名をすも、誤り、自ら明不知、とあり。左右、今の世、人ハ、安、唐土の書  
に記するとも、信し。自己、国名のとも、誤説ども。彼国の昔、我邦の事實を  
知、小由、僅、小西の辺、造、使、事、記、を、觀、古昔、我邦の  
天皇より、通好、より、一、更、推古天皇の御宇、聖徳太子が攝政、  
仏法を弘、彼、頻、始、御使を遣、  
倭奴といふ倭ハ委奴の音、委、筑前国の郡の名、唐土

以下不用

の學問の古、書記、臆測虚捏の説を信、我邦を彼、下在を

第十一 國家の衛氣小隙を生、外虜覬覦心を起

上下俱、死地、陷、後神風歎、松を覆没也

推古天皇の御宇十六年。大禮、小野妹子を唐土、隋國へ御使、遣、桓武天皇の  
都を山城、國長岡、遷、後推古天皇より、八十一代、龜山天皇、諱、恒  
仁と稱、御宇、文永元年、夏六月、彗星、東、乃、方、見、光、天、小、且、三年の  
春正月、然、諸國、地震、數、天、変、地、妖、大、如何  
なる、變、事、發、前、兆、諸、人、安、心、唐土、宋、とい  
ひ、世、北、虜、蒙、古、國、金、一、國、を、撃、奪、他、の、國、を、滅



名づけしあざむい。全々唐土人の臆度より出たる後の世の安まる説どもふて採りし  
足ぬとあり。後漢の建安年間。新羅王の語。吾聞東に神国あり。日本と云く。日本と云く。近  
視見。倭といふ名の雅きなり。唐の時代。日本と更し。尤無誓と云く。近  
くハ豊國大神の朝鮮を伐す。彼國の史記するも。その履歷を詳小せむ。  
姓名をまじると誤り。自らも明小知。とあり。左右。今の世の人。安。唐土の書  
に記するも。信。自己。國名のとも。誤説。彼國の昔。我邦の事實を  
知小由。僅小西の辺。國造。使。事。記。を。觀。古昔。我邦の  
天皇より。通好。より。推古天皇の御宇。聖徳太子が攝政。  
弘法を弘。彼小求。頻。始。御使。遣。倭奴といふ。倭。委奴の音。筑前國の郡の名。唐土

の學問の。昔。彼。書記。臆測。虚捏の説。を。信。我邦。彼。下。在。を  
乃。過失。終。瞭然。了。解。事。と。あり。也。

第十一

國家の衛氣小隙を生じ外虜覬覦心を起

上下俱小死地。陷。後。神風。歟。松。を。覆。没。也。

推古天皇の御宇十六年。大禮小野妹子を唐土。隋國へ御使小遣。桓武天皇の  
の。都。山城國長岡小遷。後。推古天皇より。八十一代。龜山天皇。諱。と。恒  
仁。稱。御宇。文永元年。夏。六月。彗星。東。乃。方。見。光。天。小。且。三年の  
春。正月。然。の。諸國。地震。數。天。変。地。妖。大。如。何  
なる。變。事。や。發。前。兆。と。諸人。安。心。唐土。國。號。を。宋。と。い  
ふ。世。北。虜。蒙古國。より。金。と。い。國。を。擊。これ。を。奪。ひ。他の。國。を。滅



もと四十餘國。遂に宋小迫る。是れを侵し威勢益壯し。高麗等の諸國を  
服従し。同年春正月。高麗國の子使を卿導し。我邦へ書翰を奉り。入貢の  
事を申入る。朝鮮の所謂高麗國也。我邦の威威を豫に聞傳するともはれ。此  
風濤險々。卒に到る。己が國の藩阜とす。若者のそふ  
蒙古の書翰を持せ。翼五年の春正月。筑前の太宰府に來る。朝廷に。後差我院御  
年四十九歳。ふちり。内裏に御賀を引舉り。御催はる。伎樂の御調り  
一々。その事も卒に止る。牒状を關東へ下り。評議せしむ。執權北條時宗。其  
驕傲不遜。と憤り。兩國へ御答をり。同六年。蒙古再兵部侍郎黑的礼部  
侍郎殷弘と。使者を使し。船を對馬に着る。答書も求む。對馬の守護代  
右馬允宗。助國拒り。納せらる。蒙古も對馬の島人二人を虜し。空歸す。

同八年。蒙古より。祕書監趙良弼と。使者を使し。高麗乃使を  
副。孫前國今津小着。高麗王より。俱に蒙古に好を通し。と申す。書翰を  
奉る。朝議區く。御答はる。御返翰の草稿を關東へ遣はる。御沙  
汰。執權北條時宗。その礼を。御答を。此使も。空に歸る。  
此年より百九十六年以前。宇多天皇の寛平七年。は蒙古國。新羅と。己が幕下。小屬。臣  
の魁と。對馬國へ討入る。時。筑前守文屋善友。太宰府より。臣秋山河某を對馬に遣はる。敵  
の船將阿虎連と。虜す。その餘の天將三副將。士卒三百餘人。を虜斬殺す。の  
を數知す。道に國に還る。數十人。小過せり。これより新羅。恐怖を。我に敵對  
あはらる。蒙古此時より。恐を懷て。來り。迎を侵す。利を。止  
止。異國の王を。幕下。習せ。蒙古も。寛平の時。蒙古小。止る。



宇多天皇の御宇に我邦を侵せし蒙古の国より二百年を過る。後宇多天皇  
乃御宇に再大舉來り我邦を侵せし。天皇の尊號の同くも奇異なる事あり。此  
此蒙古の使乃筑前國來り。文永八年の夏五月乃夜尾州熱田の宮乃内鳴響く音聞  
漸高きなり。四五千の炬火乃火のやうなり。影を出海上し。蒙古の  
跡あり。何の故とも不知。蒙古の  
前兆の奇瑞あり。後亦ぞ思知まら。同十年春正月。彗星西方小見。災異頗小見  
衆議左右小穩あり。下民も。未だも。嘆く事あり。  
同十一年春正月天皇位を皇太子傳す。後上皇の御身を以て政事  
小預聽す。皇太子御年八歳。位を即す。諱を世仁と稱。後宇院天皇と稱  
奉。此年の冬十月。蒙古鳳州經略使忻都を大将と。戰艦三百艘。兵二万五千

に高麗の兵八千を加へ來り對馬を寇す。守護代右馬名宗助国防戦く。多敵を殺す。一  
勝と能く。打死す。敵は壹岐國を侵す。防りて守護代平内左衛門  
景隆打死す。遂に敵に地を得り。蒙古は對馬壹岐の二島を奪く。勝小  
乘進筑前の太宰府を侵す。鎮兵拒戦し利あり。殆破んとせし。少貳景資射  
て賊乃大将を殺す。死者を斃死傷も多し。大風雨發り船を毀溺死す。  
も多し。小破易し。賊を夜小破す。潜小船を出し。太宰府を  
夜明く知らば。追ひも邀小遁去す。その行方を知り。後に出る。船  
一隻小乗す。百二十人を虜く。漕歸す。一説に。此時夜半に白衣の神三十柱を  
宮崎の宮より現出。箭鋒を射出。神変不思議の働。賊は大小  
驚怖。艦を解破して上。盡く逃歸。唯志賀島小船一艘残す。衆の船の迹







帰を視る。跡を逐う。逃去んとせしむ。追つて擄取らしむ。異其年。建治元年の夏四月。後宇多天皇御即位の二年。蒙古はもと不国驛を改元と称。禮部侍郎杜世忠を使と。何文著。撤都魯丁といひ。使者を副使と。外一人。その高麗乃通辭役。徐贄といひ。者を副。船を長門國の室津。小船。書翰を奉。宋を滅。唐土乃地を一統せしむ。告。頼朝朝貢の事を催促し。一。并引らる。大小兵を擧。我を伐ん。を申ける。其文辞例の尊大なり。自己功小。誇我を朝鮮と同等と視。臣下の如せん。驕傲不遜。禮をなす。唯威を以て我を摧んとする。北條時宗。此を看。大小發憤。八月。此使五人を關東。召下。九月七日。龍口。首を刎。殘の者。速小国。歸。此事。汝等。王。い。放遣。高麗の史。蒙古の使。日本。遣。時。舌。徐贄。に三十人。導行。中。惟。四人。逃還。餘。日本。小。殺。を。り。

記す。を視。使。互。の。外。餘。多。殺。を。れ。知。時。宗。此。勇。猛。果。斷。の。處。置。我。邦。必。勝。の。上。策。中。也。唯。此。一。事。上。下。の。心。を。一。天下。の。人。の。日本。意。を。喚。起。を。死。地。に。陷。後。小。國家。の。光。耀。を。絶。海。萬。里。の。外。を。赫。々。後。世。の。我。邦。小。於。外。寇。を。禦。と。の。龜。鑑。と。す。天下。に。今。を。出。て。曰。く。

明年三月頃。可被征伐異國也。扼取水主等。鎮西若令不足者。可省宛中。陰中。陽南。海道。之由。被仰。大宰少貳。經資了。仰安藝國海邊。知行之地。頭御家人。本所一圓地等。兼日。催儲。扼取水主等。經資令相觸者。彼配分之員數。早速可令送遣。博多也者。依仰。執達如件。



建治元年十二月八日

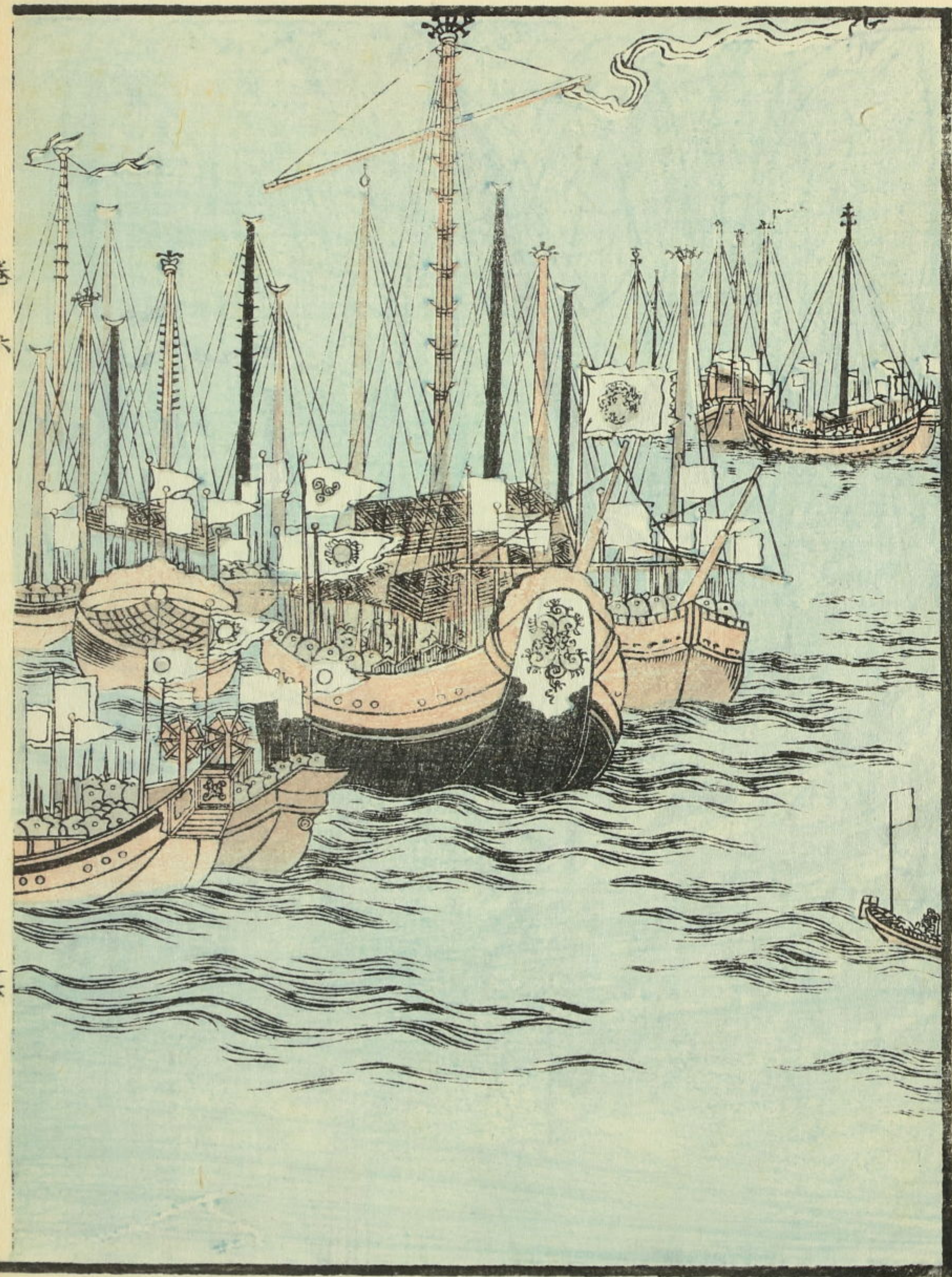
武蔵守 義政 判

相模守 時宗 判

時宗へける令と天下へそれく言觸く事心実小異国一船を出し彼を伐んと  
をる小はるは唯是天下の武士の心を一致せしむるに思死を決し自国  
於るこまを防禦し心克しめんことを速慮より出さるは故如何と云れ我胡  
元の使を斬り彼を軍を用ふの心を決せしめんは彼等の軍復の具を待ふ七年  
を経て漸小齊小いなりを我との使を斬りし。僅小六月あり。大軍艦を造ると  
移文もろろ軍を彼小致人といふ。豈真実の情あるや。故小再異国征伐の令を  
出さるは浦々の警衛を堅く九州四國中國山陽南海等の国々下知を傳て  
北條上總介實政を鎮西探代とす。關東の兵を多く従ひ筑紫へ遣し。大宰府

の水城を増築す。京師の衛兵を備へ用い憚らざる。唯防戦の嚴警の事。この使を斬り  
時より。この計策の部署、既小定まらる。胡元幸小我邦の地利小委る兵を  
要害の地を攻め我を悩の謀小抽し。十萬の衆を一部に團し以て筑紫一邊の地を  
着す。我國内にとり明白小知さる過より出さる失策あり。此方に在るはこれを防禦し  
宜し得る。京師鎌倉に於て幸小事あり。其時子應じり神明擁護の神等  
由りけり。造化自然の分配る。殊小此頃。天下の守護、悉小土着。其領  
野小住居せ。外寇を禦小便を得。外より來助るはあらず。これに抵當ことを  
得るあり。且辺土に山野に遊獵をす。平常の樂とす。高小質樸小。身  
健小力小自強り。人少りの敵を禦し得る。その利小多。胡元  
小。杜世忠が復命の遲さを待り。別小僧靈果といひ。小周福といひ。者戎副。





元の軍勢  
筑前推  
諸手  
小船  
乗合







卷六

十一



其二







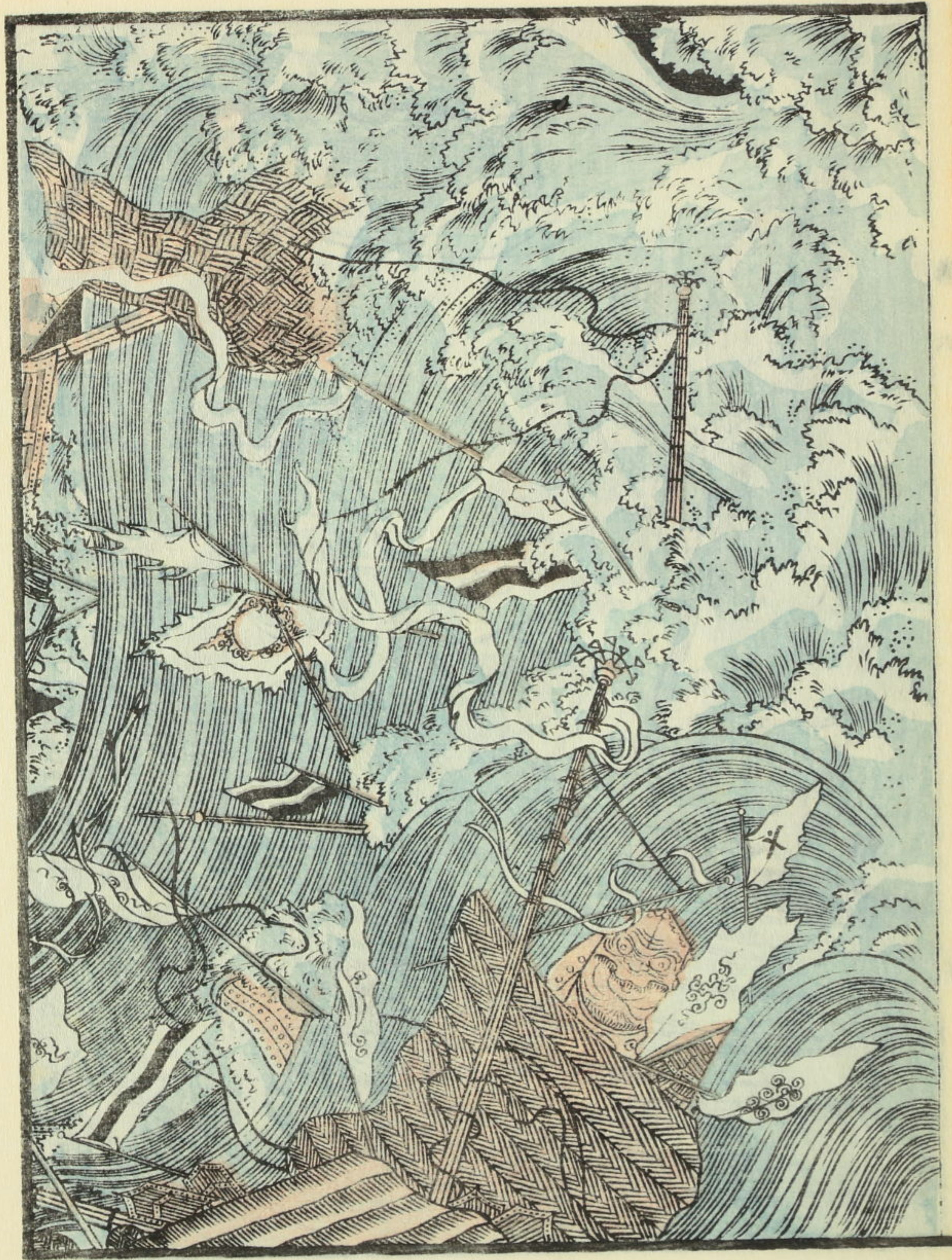
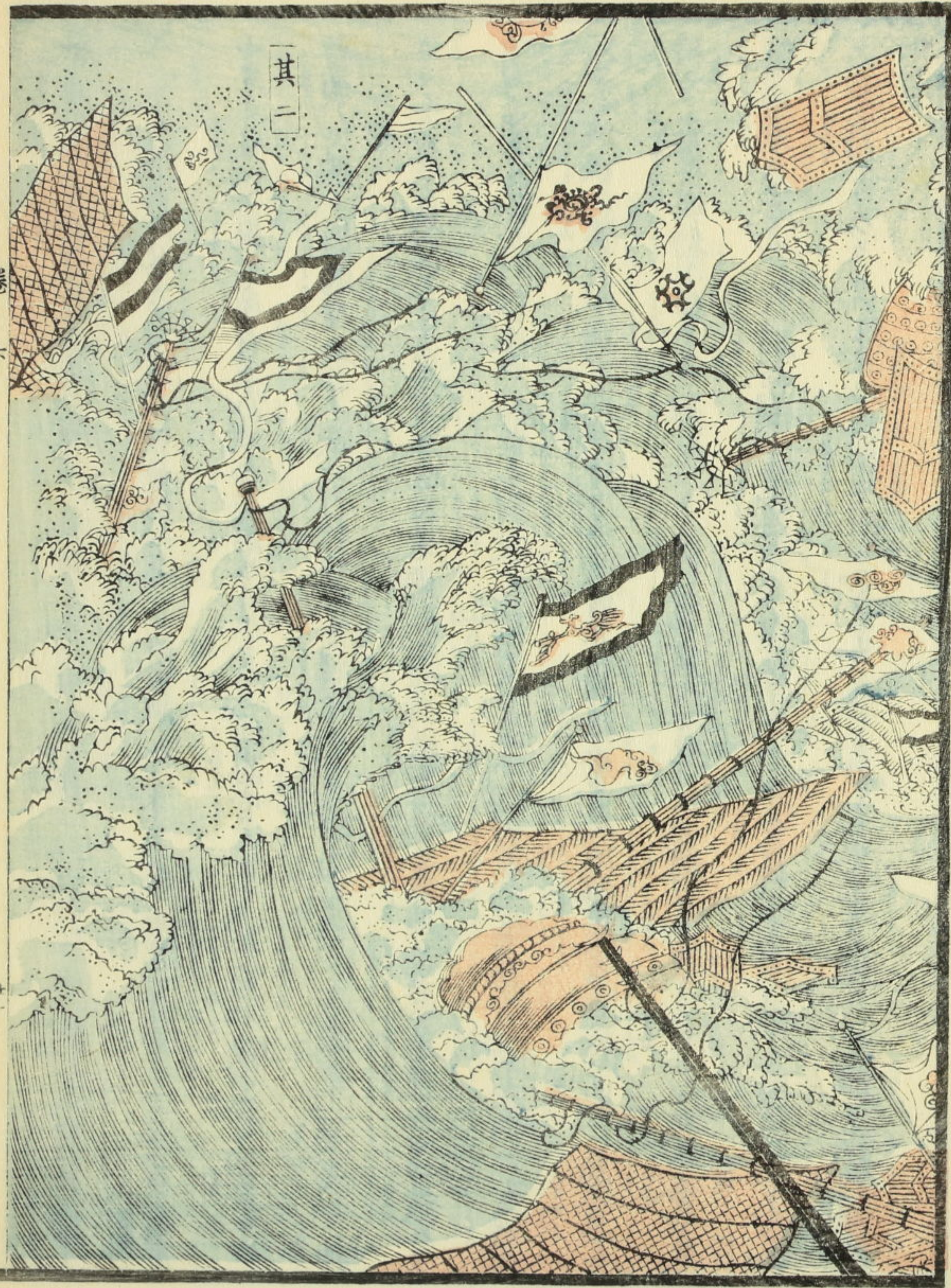






颶風卒小  
吹來賊  
船覆  
没とろ







敵船小火を放りこれを焼日暮り岸小漕帰たり。後外の侍小尋問三人の大将の中  
乃一人ありとど答々。伯耆守通時、要害の金痰を蒙りしが、船中ゆく空となり。通有  
も亦く屢々小疵をうけしれど、命は恙なきあり。此恩賞とて、肥前肥後小於く多々の  
所領を賜り、對馬守小任。敵の大将の首を將軍の實檢子供夷賊を退治し、軍忠を抽  
くを厚く感賞し、宣旨を賜り。此時通有が嫡子八郎通忠、八半僅に十四歳あり  
しが、亦此軍に従く、敵兵多く討扱。感賞を蒙り、河野七郎通高、筑前長洲庄を賜り。  
父子一族俱小其名を天下に揚り。實小世の無常と。老少定ちりし、出る息入息を  
待だ、水泡夢幻小譬する理を、とて慮解。武士と生くる。殊平常、今日を限の命と。  
身の危きことを片時の間も遺忘しと。主人より受得る恩義を思ひ、耻を知  
名を汚しと。此通有が如く、なると。後の世傳と。誰と稱譽さ

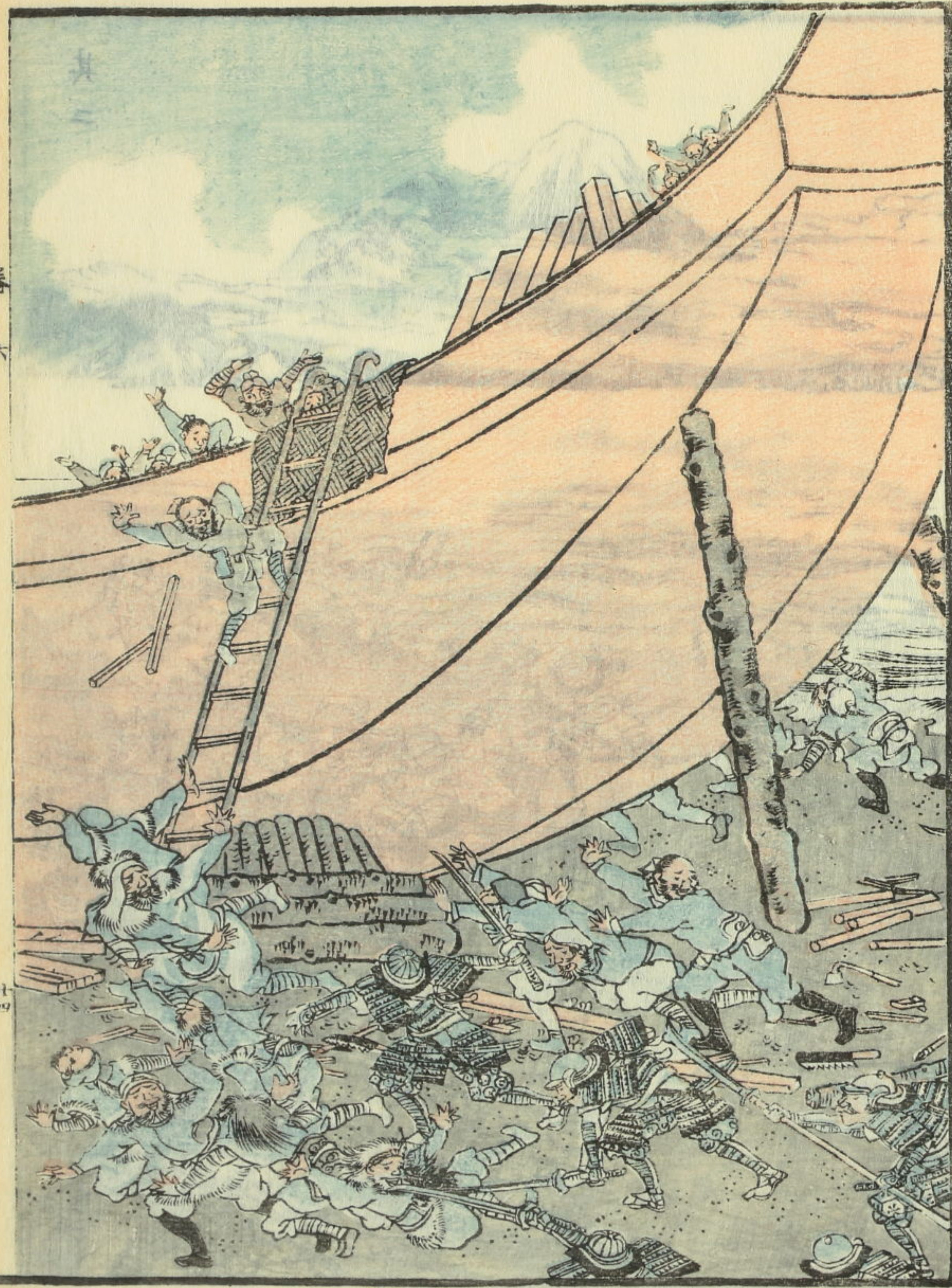
らん。の通有が、日本魂の最優る。そのと、自餘の人々、北條実政、将草  
野七郎、兵船を漕出。敵を志賀島小邀撃。首を斬り、二十餘級、これを敵と殺す。  
の多き最第一の功とも。安達二郎、大友内蔵、貞親、僅小三十騎の勢を以、躍り、船小乗  
入。當るを、難立刺殺。多々の首を取。取田尻三郎種重、弟二郎種光、兄と俱小殊死戦。  
少貳覺、患は、戦、殊死。大友左近将監、貞親、殊小多々、賊を殺。人小勝る功を  
立。其外、薩摩の人、武光三郎師兼、福寝弥三郎清親、豊後の人、志賀太郎泰朝、筑前の  
人、秋月九郎種宗、天草の大夫野十郎種保、肥後より、大野小二郎國高、託磨次郎時秀、野  
中太郎長季、須田次郎秀忠、小野大進頼承、あとの土着の士、れり、走集り、皆身命  
を抛り、防り、胡虜の軍兵多し。雖進り、岸より得。偶、陸より、皆  
我邦の突進、小崩潰、周章、船小逃歸り、多々。大小群、易ら、漢土明の世の人。



我邦人の艦兵を用ゐるを記す。戰士善埋伏し我軍の後不遠出く兩面より夾攻毎小寡を以て衆小勝。華人輒る其術小墮す。尤兵法小精くその雙刀を用く舞動不ひさく上下四方をといひて其を見むといふ。勇戦の容を。是外不畏す。況この軍小臨す死を顧ざる輩不於く。蒙吏の當りたり。もひやれり。かゝる思戰利あり。疫疾ありて死する者も三千餘人あり。ゆゑまふ此地より意のすに上陸し。かゝること。我慮。船と退る鷹島小船と。整門司赤間関を壓す。長門周防一押渡ん。ゆゑ一六国一歸ん。と。議のもしり。追々に漕出る船もさう多くけり。鎌倉ハ胡元の攻来しと聽く。宇津宮負綱の命。軍兵を多く引率一行。實政の後援と為り。胡元の船覆没し。後小銃前着。軍小出會せり。ち。龜山上皇。天皇と復小。神祇官小行事す。中御門大納言經任卿と御使と。伊勢太神宮。御自筆の御書と奉り。御身を殺す。天下乃人は

金炭の苦代せ。懇切なる御祈念にせしめ。不思議や此御使の伊勢の着。この御書を捧る。其日の午の刻。雲一陳り。雲ふより大空。大風雨暴お起。狂瀾天子。漲。此方の船。微の損害多。唯賊虜の軍艦三千餘艘。忽浪漂ひ。巖に觸。或ハ跳波。船も入。渦漩中覆没。の。陸に在。斬殺す。辛。漂。船も乗。驚駭周章。鷹島小逃遁。此に殘る軍卒の中より。張百戸。工門尉景資等。始。鷹島小推渡。盡。捕。盛。注。魯。蝦。夷。時。防禦の住。石河主水。人の船を出。魯西亞。神。暴。波。立。船。覆。没。主水一首の歌を詠。異國の船吹。神。この日の本乃人と。惠。紙。書。海。中。一。投。入。船。忽。縁。魯。西亞。の。船。八。却。





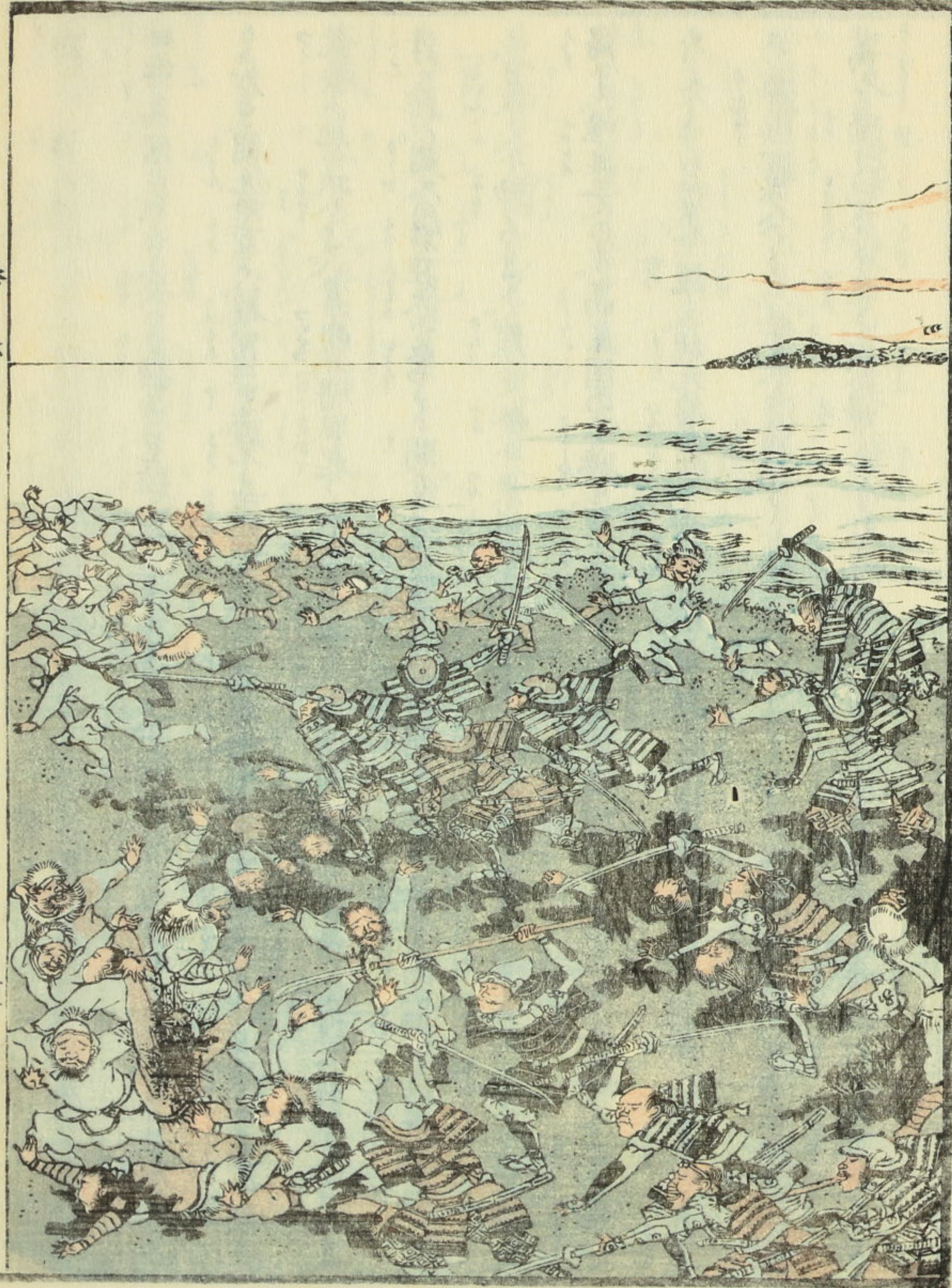
春六

11  
79



鷹島中  
 船と海  
 追撃  
 甘んじ  
 推奇  
 小と  
 愛







平壺と  
記せし  
音の同  
るが故

遼東の瀛海漂しとあり。わが一士人を至誠の心より詠する一首の歌よその験ありぬを況て  
坤輿萬國の冠多。天日嗣乃皇位在。太上皇及天皇の祈念。もよもされば。いづるも應驗を  
うらむ。胡元の方。彼国の史。先干間。ひひ。獨脱歸。六月官軍海入。七月平壺島に到り。  
筑紫の地。攻入。八月朔日。颶風起。船も破。軍兵七八萬。海に没。三萬。生俘。又殺せられ。つと  
許され。胡元の君臣。大小。驚。間。草。青。兵。萬。吾。の。二。人。汝。等。國。不。歸。此。事。を。王。の。  
と。日本。人。不。助。ら。ま。て。残。一。船。小。乘。歸。せ。ま。し。う。を。申。さ。す。十。餘。萬。の。軍。平。の。命。助。り。國。を  
歸。し。唯。此。三。人。の。高。麗。國。の。王。曙。も。單。身。あ。り。ま。す。僅。か。遁。歸。し。の。り。軍。兵。七。千。人。盡。く。溺。死  
たり。と。あり。一。説。は。胡。元。の。軍。兵。三。十。萬。人。中。遁。歸。し。の。り。三。萬。人。中。十。萬。餘。人。を。殺。し。高。麗  
乃。軍。兵。一。萬。人。の。り。三。千。人。を。遁。歸。し。七。千。人。死。し。と。あり。范文虎。阿。塔。海。等。八。十。卒。十。餘  
萬。を。棄。て。己。先。子。遁。く。國。不。歸。し。と。あり。元。の。高。麗。國。を。世。々。我。邦。に。朝。貢。し。と。あり。

年々之恩澤も蒙り。と。志。失。く。蒙。古。不。黨。せ。し。と。あり。我。邦。の。人。を。憎。妬。戻。る。者。を。罵。り。平  
昔。梨。骨。口。離。し。ひ。蒙。古。高。麗。の。言。の。轉。り。今。の。世。に。や。む。の。ひ。傳。り。後。三。百。餘。年。を。歷  
く。王。の。時。の。王。系。あ。り。と。あり。國。を。即。其。國。か。り。豊。國。天。神。の。征。討。を。蒙。り。自。招。と。あり。あり。  
暗。小。此。時。の。罪。を。罰。し。と。あり。此。方。の。閏。七。月。朔。日。の。事。を。史。書。に  
も。記。す。閏。を。も。と。す。の。連。け。に。よ。り。と。あり。此。胡。元。の。主。忽。必。烈。を。北。狄。より。出。く。唐。土。の。地  
を。一。統。し。天。の。助。を。得。り。と。あり。彼。國。の。書。に。記。す。其。先。主。高。麗。台。八。赤。雲。を。討。す。時。大。風。吹。き  
海。潮。を。散。り。海。面。忽。淺。き。と。あり。八。赤。雲。が。遁。り。島。へ。渡。り。と。あり。我。邦。の。天。下。の。道。を。開。け。し  
と。あり。と。あり。金。の。元。顔。合。達。と。戦。時。小。軍。利。あり。と。あり。逃。走。し。大。霧。を。起。し。四。方。昧。り。し。と。あり。金。の  
軍。遂。に。得。り。と。あり。退。る。霧。霽。し。視。其。深。谷。の。前。に。と。あり。外。行。き。道。あり。と。あり。霧。合。く。追。来。し。と。あり。谷  
小。深。文。あり。と。あり。天。の。助。あり。と。あり。忽。必。烈。が。臣。伯。顔。と。あり。宋。の。軍。を。伐。時。錢。塘。江。の。潮。沙。あり。と。あり。岸。止。ま。り。と。あり。



三日。いふくくく。瀾がらも。わらす。天の助を得。国を興す。元来使  
斬られ。憤を發。我を撃んとせ。軍艦十萬の大衆。俱一颯風の為。忽ち海上乃泡と消  
し。天乃助。差等。我國の他。小異。ちり。一事。ゆる。明。了。解。  
我國の天祖天照皇大神の皇孫瓊杵命。此土に降臨。す。不。殊。不。宝。鏡。を。持。て。祝  
す。の。つ。ま。み。み。み。を。視。る。猶。吾。を。視。る。如。ふ。ふ。齋。祝。を。令。り。天。照。太。神。の。御。靈  
も。此。宝。鏡。を。止。す。ひ。て。ゆ。を。よ。基。と。建。國。を。護。り。ま。ま。の。世。亦。有。難。く。神。勅。あり。  
然。る。も。今。上。皇。の。御。身。を。棄。て。萬。民。の。苦。厄。代。へ。誓。言。す。祈。念。す。ひ。て。至。誠。の。御  
慈。愛。と。此。條。時。宗。胡。元。の。驕。傲。不。遜。を。憤。の。使。を。斬。り。國。體。を。耻。し。め。賊。虜。の。膽。を。挫  
ぎ。天。下。の。士。人。を。殊。死。の。心。を。決。め。仇。の。来。を。待。た。此。一。事。も。父。祖。の。犯。せ  
罪。を。贖。す。外。寇。を。防。ぎ。得。ず。最。第。一。の。干。城。を。建。つ。大。功。績。と。天。照。太。神。の

感。應。を。致。す。ひ。て。の。炳。然。も。仰。ぎ。崇。め。ま。ま。の。時。胡。元。も。既。不。砲。礮。の。器  
ら。り。頻。に。撃。つ。我。を。恫。死。を。致。す。の。も。多。く。此。方。小。此。器。を  
知。も。唯。弓。箭。を。用。る。の。外。を。刀。槍。薙。刀。を。乃。も。專。小。用。ひ。奮。撃。突。戦。し。て。  
一。を。以。て。百。不。當。り。足。り。或。ハ。小。舟。を。以。て。乘。出。し。竿。鉤。を。以。て。船。に。乘。入。撞。打。を  
拵。子。を。か。り。賊。虜。を。生。俘。ま。ま。の。小。い。づ。其。機。會。乃。發。ぬ。ま。ま。の。ち。り。の。  
軍。の。勝。敗。唯。是。兵。士。の。氣。の。勢。ひ。の。伸。て。張。出。し。衆。の。人。心。を。決。死。不。一。す。外。小。  
勝。利。を。ち。り。ま。ま。の。彼。軍。艦。の。大。す。堅。牢。也。火。攻。の。具。乃。備。巧。妙。も。畢。竟  
を。身。を。損。す。敵。不。勝。ん。と。わ。り。成。狄。と。性。怯。を。唯。死。を。怖。る。心。も。儲。て。の  
を。ち。り。我。邦。真。実。の。美。勇。の。心。より。これ。を。觀。ると。た。小。勝。利。に。決。し。我。不  
ら。り。ち。り。ゆ。急。に。ひ。百。千。萬。の。鉅。鉆。を。搦。並。り。我。を。勅。す。我。天。稟。乃。日。本。魂



と張出。国家の為小身を擲す心より視るも全き小兒なり。威不均。更不怖に足りけしむ。嗚呼我邦。自は天賦の義勇。此亦生成めり。秀靈之氣。根柢あり。人素より禽獸の性質。他は優。此は劣。往歳異国人の虎を奇陽。輸る。官司より命令あり。市井村里の活犬を取。飼せ。獵師の家。蓄る。犬を出せ。市井獵師乃つ。此犬甚探。虎を傷。人々を怖。以否。村長笑。汝が犬。探。虎を損。出。強。我出。せ。檻。入。虎の將。攫。虎の性。質。躑。捷。と。使。この。機。會。を。得。と。嚙。虎。を。殺。鶴。小。力。大。不。劣。故。不。射。伸。指。ハ。忽。小。身。を。損。地。不。落。鶴。ハ。決。敵。ハ。決。け。ね。い。ハ。

と放。其。告。緊。中。鶴。を。攝。得。ハ。鷹。の。性。質。の。躑。捷。と。使。この。機。會。を。得。ると。い。れ。ば。筑。紫。の。兵。の。胡。元。の。大。軍。艦。を。怖。ず。小。船。を。乘。入。て。これ。を。制。せ。ハ。唯。これ。日。本。魂。を。激。發。さ。れ。て。皆。決。死。心。を。一。せ。て。鷹。の。よ。く。鶴。を。攝。得。と。其。趣。ハ。同。じ。か。れ。バ。假。令。颶。風。の。船。を。覆。没。と。ころ。の。天。の。助。や。と。い。ふ。も。遂。小。全。き。勝。利。を。得。て。虜。敵。を。追。退。ん。こ。と。ハ。更。に。疑。な。る。故。我。邦。の。入。い。ら。る。軍。法。炮。術。も。先。其。天。稟。の。義。勇。の。心。を。養。て。日。本。魂。を。呼。起。ん。こ。と。第。一。心。が。く。ざ。こ。と。なり。胡。元。を。れ。ら。る。ハ。皇。國。を。現。ふ。心。止。り。こ。の。事。を。起。ふ。と。能。ど。て。忽。必。烈。死。す。孫。鐵。木。目。位。を。嗣。て。胡。元。の。君。と。わ。ら。後。伏。見。天。皇。の。正。安。元。年。ハ。鑊。木。目。我。邦。の。佛。法。を。崇。む。こ。と。を。知。て。僧。寧。一。山。陰。計。策。を。示。て。これ。を。使。て。書。を。奉。り。專。虚。無。寂。滅。の。法。を。説。て。國。典。を。毀。り。人。倫。を。廢。ち。を。り。て。上。下。の。心。を。蕩。國。を。弱。し。て。然。後。不。再。兵。を。舉。之。と。伐。ん



す。北條貞時過こを察と寧一山を伊豆の島小嶺より一山ハその邪謀の已  
不暴らるに駭悔。我小帰化意を起る。島より呼歸。南禪寺の住持  
ひたり。貞時が胡元のその密謀をよく形象なきに察知るを制し。  
禍害と將小崩んとする。能前小御得するハ。知見の明あるのといふべく。とも  
かくても。我豊葦原の瑞穂國の天壤と與ふ。能隆と同うして窮あり。靈威  
靈威をふる。此のごとく。烟炳なる。豈怙恃さふとならずや。

日本國開闢由來記卷六終

元史卷第九十五外夷傳小載た。胡元書牘の附記

是ハ第十一回蒙古の襲來條小舉べきものなり。女流美童の首小阻與  
からんことを怒り。別小此に鈔出せりなり。

蒙古國の主。姓ハ奇屋温名ハ忽必烈。唐音を以て之を請も。蒙古の語ハ當りともあつ。後ハ元の世祖と稱す。唐土宋の天下小奪  
ね。暫文字のハ假名とつけたるなり。我邦文永三丙の。八月。兵部侍郎黑的を信使と爲。禮部侍郎殷  
一者の至元三年。寅の歲小あくる。弘を國信副使として書を我邦の。天皇小奉る。其文小曰く。

大蒙古國皇帝奉書日本國王朕惟自古小國之君。境土相接  
尚務講信修睦。况我祖宗受天明命。奄有區夏。遐方異域。畏威  
懷德者。不可悉數。朕即位之初。以高麗無辜之民。久瘁鋒鏑。即  
令罷兵。還其疆域。及其旄倪。高麗君臣感戴。來朝義雖。君臣歡



如父子計王之君臣亦已知之高麗朕之東藩也日本密通高麗開國以來亦時通中國至於朕躬而無一乘之使以通和好尚恐王國知之未審故特遣使持書布告朕志冀自今以往通問結好以相親睦且聖人以四海為家不相通好豈一家之理哉以至用兵夫孰所好王其圖之

此書を今の世は通俗文の譯していん

今故我者大蒙古國之皇帝より書状を日本國王に許し進上は決志我者存心古より小國之君に國境近しくは相互を結んで懇意に致し況し我者如きは先代より天遣之使作付て唐土に地近は領し我者不致し領知次第は廣く相成り事故遠方之小國は我者威ふ畏徳不懐し來朝せぬは我者位即し頃朝鮮國之民

共が兵礼之苦小を打平け侵取もする土地を返還は遣はす朝鮮之君臣は一統難有りける我國へ奉勤致し間君臣とて申懇なる事へ親子之如く之の由も前方なる此沙汰は大方由開張成り我と存心然し朝鮮は我者東之方なる藩中なる日本は其朝報も至る迄く其上昔より此方へ使を遣貢を入る事々例も折々有之は得也我者世々相成りるより一向は左様は沙汰も無き如何に心得は我未審き事存心は付此度使者を遣書状を以て我者心入を申進上は間今より以後は其方より使を差裁せしむる由懇意に致度なり聖人をして四海為家とす事々は得也我者如きは聖人之徳を具する者不懇不致は四海を一家とす者も相背可申は是迄申入る由也由弟は其の無撥軍勢を差向是非を正し可申はされど其は好敷事は其の無



間餘の勅辨有る度事存ゆ。以上

おもふくその大意の會得をへ。さて此蒙古國とのひ。唐土の昔秦の始皇が築たる北狄と唐土の境なる萬里の長城より遼北の方ある沙漠の地ある小き胡國なり。鐵木真とのひ。王の世のひ。其近き邊より遠く西域の戎どもを代國を奪ると四十餘國のふよび唐土宋の世の開禧二年。自進る皇帝と稱し其子窩濶台の世ふなり。宋と己が國の間なる金とのひ。國を滅し宋を侵て其地を奪ふと半ふ過る。勢愈昌あり。忽必烈の世を嗣し頃ハ國威益強なり。四方の胡どもの貢を致臣と稱る者千餘國ふ及り。その頃鞏丹とのひ。高麗今朝鮮とを侵せし時蒙古より軍兵を遣く其亂を平け國王順治板の元史に補不作を立く王と為せしより高麗も東藩

と稱し。臣事せしむなり。蒙古ハ高麗の我邦と相隣して密通を以て。この高麗を併せしめ我邦に逼る。我を臣し事しめんことを意を起せし。後漢魏晉の頃筑紫地方の國造等が。私に我國王を詐し彼貢を入利を得たる者。をりあり。頃筑前怡上郡なる國造が。國名を問れし。怡上と答たるより。後漢の光武帝より。委奴國王印と記し。四方に金印を與たる。倭奴を轉して倭と呼し。古名なりとかりひ誤り。天皇より使を遣されし。階とのひ。世に厩戸皇子が佛法を尊信し。彼を求る。ことあり。私の計議より出。始て此事ありしをも知。唐土の國は。大なるを怖る。彼ふ事。そのと應度。此文中み。開國以來亦時通中國なりとのひ。本文第十四回。昔ハ我邦の内官家と定たまひ。我邦の臣僕たる高麗國と第九回。記。同等より己ふ臣服しめむと欲し。



我日本寇を以て之を論ば假令舉天下の人を殺盡さるるとも誰か  
阿容に之に従ひのあつべき然と蒙古ハ我邦の小なるを以て蠢爾夷  
蠻と同等ハ計度威力を以て屈伏させべきものと思ふ蒙古の至元四年  
宋度宗咸淳三年高麗國の郷導使と俱ハ出帆せし高麗國ハ豫て我邦  
の勇武を傳聞たる去ともあつて御答如何あらんとおひぬるも風  
濤の險を口實ありて徒ハ還らざる忽必烈ハ督責の存なり共之を  
得て己が國の藩阜と見る者のをハ此書翰を持せ己が書を副て我  
邦ハ達せし。龜山天皇の文永五年の春のことあり其高麗ハ船  
太宰府ハ着し其書翰を受取り鎌倉ハ致京師ハ奉る諸卿この  
事を議せらして御答あらんとせし。執權北條相摸守時宗其自尊  
大驕傲唯己が功ハ誇り禮を失ふのとなりて朝貢せざり兵を用く

我を征んとし侮慢威脅の辭ありて憤恚之を覆奏抑て御答せし勢  
奉て高麗ハ使者潘布と太宰府ハ留る去と五箇月及ぶ御答書  
授てて空還けり同六年蒙古ハ使と高麗の使俱り再對馬の地ハ倒  
し主人ハ豫て時宗ハ嚴令を聞たることなれたる去とを相納てを許  
を蒙古の使ハ忿乃あまり藤二郎彌二郎とのひハ嶋の賤民二人故虜り  
しハ國ハ還し去と忽必烈去の嶋人ハ逢て爾國より中國ハ朝覲し  
去と尚りしハ我世ハ至るハ絶て其事ハさふより使を遣て之を問る  
まての去となり。決して迫り國を奪んとするハあらざる爾等より此意ハ  
傳へしとのいへ懇ハ款待資財など多く與て護送還けり翌七年再趙良  
弼を使て高麗の通事別將徐稱校尉金貯と俱り同八年乃秋筑前  
今津ハ到太宰少貳筑後守藤原經資兵を率行て詰問その書翰を



求ふ不國王ならむ大將軍家以直入傳んといひく。いふふまをささぐり出さるれ  
を。強く其録本を受く。まをを鎌倉に達す。其文曰

蓋聞王者無外高麗與朕既為一家。王國實為鄰境故嘗馳信  
使修好為疆場之吏抑而弗通所護二人勅有司慰撫俾賈牒  
以還遂復寂無所聞繼欲通問屬高麗權臣林衍構亂坐是弗  
果豈王亦因此輟不遣使或已遣而中路梗塞皆不可知不然  
日本素師知禮國王之曰曰字恐誤君臣寧肯漫為弗思之事乎  
近既滅林衍復舊王位安集其民特命少中大夫秘書監趙良  
弼充舊克小作國信使持書以往如即發使與之偕來親仁善鄰  
國之美事其或猶預以至用兵夫誰所樂為也王其審圖之  
此書を通俗の文に譯ぬべし

王者外なりといふ蓋承及の得志。朝鮮を承つ一家之内其朝鮮  
と都國なる由を前々國の使を遣はして然て申す存の處國境を守  
り後人其之為抑らざる相通をざる由。いふ外なる義と存の義と存の  
虜獲たる二人と民志。後人共申附能く當為致。史も我も書簡を授る  
送伴に得せ其後何々由返答も云々如何々心得の義承遣可也  
存の處朝鮮之執權林衍と中者亦儘を働き礼を記し付。其事、抑ゆる  
及延引の由を前方るも。此書之事を由聞知來の知使と不致遣の義と  
を使途途中。差支るも有之の故。日本志礼を知する國より承得志。誤  
もなく其後、執權の事。有之同敷と存の朝鮮之林衍が事も。承  
得せ結あり付。家早穩、治りし付。此度、重役を、請良弼を、使  
者として書状を為持差遣の由使人同通。若早く可被差致の仁義



有者親之鄰國馬きハ目出度事と申の然を北上、捕獲致す。無據軍勢を差向丁申の得た。左様相成ゆ。亦當り肯本意ハ同終由思業被成、成事と存。以上。

北條時宗よきと奏聞し。こも又例の不遜驕慢我を蠻夷と心得たるを咎。御答せさせ奉りて使を還とせし。益鎮西の防衛京師の守護を嚴重し。只管み侵來る備をぞ爲ける。此歳蒙古國師元と更む。趙良弼ハ忽必烈の御答なきを益憤激。軍を發ん。對馬の民彌四郎との者を勸解。その他二十六人を利を以て共騙。太宰府守護所の使人なりと稱せ。己が船へ乘還。元主み見し。ゆんとせ。忽必烈も遣ふ。色を執疑。姚樞許衡かどりの謀臣。小問し。バがく使人を遣せ。我兵を加んと怖。その強弱を視。規

いめんが爲ふ寄來し。そのなる。見たる。寛仁を示。慰撫還た。と答け。忽必烈ハ其議を可。逢ふと聽。高麗よりこれを送還けり。同十年。趙良弼復太宰府に到。御答書を乞。能く空く國に還け。忽必烈ハ我邦の執強して。屈せざるを。曠怒。堪。速く軍兵を遣。攻んと。激厲。趙良弼頗。を諫。とも聽。同十一年冬十月。胡元の軍兵一萬五千人。高麗の軍兵八千人。戦艦三百艘。乘來。其軍利あり。遁歸。繞。一萬三千五百餘人。なり。命を殞。半。此歳の春。龜山天皇御位を皇太子に傳。後宇多天皇。奉。翼年。建治と改元あり。忽必烈ハ我邦の驍武。遷。制。難。を察。元の至元十二年。春二月。復禮部侍郎杜世忠兵部郎中何



文著計議官撤都魯丁高麗の舌人徐贊及薰畏國の人にて名を  
果とひり者を書狀官として俱み五人の書牘を齎し遣はるを鎌倉  
護送龍口より其首を斬鼻首させり翼年ハ此方より軍を遣て胡元  
を征伐あるべきとを觸る日本史時宗列傳ハ高麗を攻べき令を出  
たるよりハ記さざりしと云ふ一時の權籌なることハ本文既ハ論る如  
きより五年を歴る弘安二年の復さるりや元の將夏忠范文虎等商  
議ふ我邦より宋ハ渡住する本曉房靈果といふ僧ハ周福靈忠といふ  
者と通事陳光等を副書翰を持せり來りたり此僧靈果ハ我邦乃人  
たるをよも殺すといひわらざるを多し於て盡く殺せたり  
今此等の事を按ふ世の人先ハ杜世忠を殺せりといふと忽必烈の初ハ  
知ざるよりハ一應ハ然ることなるハ元史の至元十七年ハ宋の天下を一統せり

年ハ日本敘杜世忠等と記さる此年ハ始り殺るものと聞たる如くならず  
杜世忠を斬らるといふ兩國の人の道違ふもありや高麗よりハ告ぐれば  
使者の還りて使ハ六年を経る間ハ忽必烈が聞きて空く過さること決り  
あるは然らハ元史ハ全く後ハ記たるもの誤り十七年ハ始り聽ること爲  
たるものならず然ハ元主が我邦を覬覦す之を奪んとするといふ至元五年ハ  
牒狀の御答さる起杜世忠等を殺せり決りしをより七年ハ軍須の  
悉備を待り大舉入寇したるものなりと云ふハく忽必烈が性儼急なるも  
志を起りより十四年の久さを整ふるを以て我邦の人の國を覬覦し侵  
掠んとするに倉卒ハ能爲得べきことハあらざるハ時宗が元の使を斬  
たるハ全く彼が怒を起させり其軍を促しあれハ由り天下士人の心を激厲す之  
を殊死ハ一めて必克の利をいふと録を交さるの前ハ決ゆる勇猛果斷の遠慮



より出たるものなる故に水戸の義公の大日本史よりこの書を著し元挾強大  
之勢以臨我我屈伏以事之彼將責以稱藩朝貢而陵辱誅  
求之無厭也夫赫赫 天孫之曾臨駁瑞穗國代天子民  
之道無假於彼而張夸辭以脅制我是欲蠻夷我也時宗執  
其使而戮之宣揚威武震懾外國其舉甚善矣彼欲洩怒於  
我則我固有備選將蒐卒屯戍沿海軍國之需一無所闕故  
元主大興舟師來寇而卒不能得志雖由神明之祐颺風大  
發亦時宗堅忍不拔之志與防禦得宜之所致也元主創艾  
不能再舉時宗之功不亦偉乎とのとせりひしが如く此の如く颺風乃  
神助あることへ全く時宗が國家の爲に深く慮り死を顧じ我日本の國體と  
損じ威武を異域に炫耀しと欲真勇大智の忠誠より出たるものとされたり。

上下大に爲ふ勵さして 龜山上皇の天下億兆の人の爲に至尊乃  
御生命を擲く御身を以代たまはんと。御祈願ありせらるる至誠の感  
應を致さる奉たるものまを義公の贊の至當とのべきなり。第十一回ふ  
それらのあとのわが演説ぬもど蒙古の書を此の鈔出を其顛末を世人に  
知しあめんと欲する鄭重煩冗を厭はれ再よむを贅言きそのなり。

指漏漁者記



右全部七卷附記一卷

江戸市井隠士一夢道人指漏漁者編述

全編三十六圖

伊草孫三郎國芳畫



首卷讚詞第一第二卷

宮城玄魚書

凡例及第三卷及附記

一木二夕書

第四第五第六卷

山口樂園書

彫工

朝倉伊八刀

安政三丙辰歲秋七月稟準彫刻

萬延元庚申歲秋九月刷印發行

原板所有者  
兼發行者

吉川半七  
東京市京橋區南傳馬町壹丁目五番

發賣者

林平次郎  
東京市日本橋區數寄屋町九番地



